

「(仮称) 滋賀県の契約に関する取組方針」の検討状況について

1 取組方針の位置づけ

「(仮称) 滋賀県の契約に関する取組方針」は、滋賀県が締結する契約に関する条例第6条第1項に基づき、基本理念にのっとり県内の契約の推進を図るため、既の実施している取組や今後実施を検討する取組の方針について、体系化し取りまとめるもの。

県では、取組方針の内容を、契約の性質または目的に応じ、県の契約の締結または履行に際して適切に反映させる。

また、社会経済状況の変化に応じ、条例の基本理念の実現に向けて必要がある場合は、取組方針を見直す。

2 取組方針策定手順

- 各部局の次長で構成する「滋賀県契約の在り方検討委員会」において検討。
- 適宜、議会に報告するとともに、滋賀県契約審議会の意見を聴いたうえで県民政策コメントを実施し策定

3 原案の概要および原案

別紙のとおり

4 スケジュール

- 1 1月1日 審議会(諮問)
- 1 1月10日 常任委員会報告(原案)
- 1 1月24日 審議会
- 1 1月下旬 審議会答申
- 1 2月中旬 常任委員会報告(パブリックコメント案)
- ~1月中旬 パブリックコメント実施
- 3月上旬 常任委員会報告(パブコメ結果、取組方針案)
- 3月末 取組方針策定